

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回は建設系廃棄物の「誰が排出者か」ってことが1つのポイントとなる宿題でしたね。では、さっそく宿題の確認。

宿題Q、次のうち、建設業から排出される産業廃棄物の処理に関し、正しいものはどれか。

- (1) 工作物の新築、改築又は除去に伴う産業廃棄物の排出者は発注者である。
- (2) 道路の清掃業務に伴い排出される廃棄物の排出者は受託業者である。
- (3) 木くずなどの産業廃棄物の処理を委託する場合は、再生処理であっても、委託契約書に施設の処理能力を記載しなければならない。
- (4) 系列会社の産業廃棄物は自社の産業廃棄物として処理しても違法ではない。
- (5) 解体工事現場で発生した産業廃棄物を産業廃棄物収集運搬業の許可がない下請け業者に運搬させても、自社運搬となるので違法ではない。

【解説】

- (1) 排出者は工作物の新築、改築又は除去を請負った元請業者となるので誤り。
- (2) 道路清掃に伴い排出される廃棄物の排出者は道路管理者となるので誤り。
- (3) 設問のとおりであり正しい。
- (4) 法人格が異なり、自社処理にあたらぬので誤り。
- (5) 解体工事現場で発生した産業廃棄物の排出者は一般的には元請業者であり、下請業者運搬させることは廃棄物の運搬の委託にあたるので誤り。なお、平成22年の改正で、収集運搬業者の許可が不要となる（一定の条件下で極少量の産業廃棄物を運搬する等）ケースを規定している。

正解（3）

「排出者処理原則」とか「排出者責任」という言葉はよく聞きますが、実は廃棄物処理法には「排出者」という文言は登場しません。たいていは「事業者」＝「排出者」と捉えてもいいのですが、条文によっては「事業者」は生産者、販売者の意味で使用しているものもあります。これでは不法投棄などの不適正な処理が起きたときには都合が悪いので、平成22年改正で第21条の3という条文を創設して、建設系の廃棄物に関しては、工事の元請業者に責任があることを明確にしました。しかしながら、建設系以外の廃棄物はあいかわらず、条文上は誰が排出者かは不透明なままなんです。

そのため時折裁判も起こされていて、一番有名なのは「フジコー裁判」です。現在は既に廃止されていますが、この裁判結果を受けて旧厚生省は平成6年に通知を発出しました。

この判決文が「誰が排出者か」を一番言い当てていると言われているのですが、とても長い判決文です。そのため、この判決文の趣旨から排出者とは「一塊、一括の仕事を支配管理できる存在」とされています。

～廃棄物処理問題～

まあ、そう言われても、なんだか、わかったような、わからないような感じですね。排出者について興味を覚えた方は、過去の通知集で、「建設系」「清掃廃棄物」「残置廃棄物」「下取り」といった内容の物を検索してみてください。

ちなみにこういった条文に出ていない事項については拙著「どうなってるの？廃棄物処理法」や「重要通知と法令対応」「対話で学ぶ廃棄物処理法」などを読んでいただくとうれしいです。ちょっと宣伝を入れてみました(^o^)(買うまでもないと思われた方は県立図書館にはあったと思いますから借りて読んで下さい。)

もう一つちょっと難しい複合問題。

Q、次のうち、店舗・事務所から排出される産業廃棄物の処理に関し、正しいものはどれか。

- (1) 店舗・事務所の清掃に伴う廃棄物は、清掃受託者が排出者となる。
- (2) 店舗・事務所の改築工事を発注した場合、この改築工事に伴い排出される廃棄物の排出者は元請業者である。
- (3) 不要となった金属製の事務用机・椅子、キャビネットを委託処理する場合であっても、再生処理（リサイクル）を委託する場合は書面による委託契約を締結する必要はない。
- (4) 不要となった金属製の事務用机・椅子、キャビネットを委託処理する場合であっても、数年に1回程度の場合はマニフェストを交付する必要はない。
- (5) 不要となったクリアファイルなどのプラスチック製事務用品の廃棄処理を委託する際、少量であれば、マニフェストの交付をもって委託契約の締結とみなすことができる。

【解説】

- (1) 店舗・事務所の清掃に伴う廃棄物は、建物の管理者が排出者となるので誤り。
- (2) 設問のとおり正しい。
- (3) 契約の締結に関しては、委託する産業廃棄物の量、回数、処分方法による例外規定がないので誤り。
- (4) マニフェストの交付に関しては、委託する産業廃棄物の量や頻度による例外規定はないので誤り。
- (5) マニフェストを委託契約書の代用とすることはできないので誤り。

正解（2）

では今回の宿題も排出者関連の問題としましょう。



宿題Q

建設廃棄物の不法投棄現場における産業廃棄物に関する法第18条に基づく報告徴収について、対象者とならないものは、次のうちどれか。

- (1) 投棄に全く関与、関知していない発注者
- (2) 元請業者
- (3) 運搬に関与したとの疑いがある下請業者
- (4) 運搬に関与したとの疑いがある孫請業者
- (5) 建設廃棄物を運搬したと疑われる運搬業者

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。